

守口市告示第 366 号

地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度から令和 8 年度までの本市における建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格を次のとおり定めたので告示する。資格要件を満たす者で競争入札に参加しようとする者は、次のとおり市に申請し、入札参加有資格者名簿に登録されなければならない。

令和 6 年 7 月 10 日

守口市長 瀬野 憲一

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受けた者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 2 か年以上の営業実績がある者
※営業開始日から 2 か年以上経過していない場合は、登録できません。
- (5) 申請業種において、直前 3 か年の間に施工実績がある者
※経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の完成工事高の 2 年又は 3 年平均の数値が 0 又は表示なしの場合は、その業種での登録はできません。
- (6) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

2 申請方法

郵送による受付

3 郵送先

〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
守口市 総務部 契約課 業者登録担当宛

4 受付期間

令和6年8月1日から令和6年8月31日まで

※上記期間経過後も随時受付を行い、登録するものとする。

5 有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

6 申請要領

守口市ホームページに掲載のとおり